

# 大会要項の作成及び大会運営に関するガイドライン

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本ガイドラインは、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下、「当法人」という。）が定款第3条に基づき実施するパワーリフティング選手権大会の企画及び運営に関し、必要な事項を定めることで、大会の公平性、安全性、及び透明性を確保することを目的とする。

### 第2条（基本方針）

大会の運営にあたっては、パワーリフティング及びウエイトトレーニングの正しい普及発展を図り、県民の体力向上と社会・文化の発展に寄与するよう努めなければならない。

## 第2章 大会要項の作成

### 第3条（策定責任）

大会要項の原案は、代表理事の指示の下で事務局又は担当理事が作成する。

2 代表理事が2名置かれている場合は、両代表理事による合意又は役割分担に基づき作成の指揮を執るものとする。

### 第4条（要項の記載事項）

大会要項には、少なくとも以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 大会名称、日時、及び会場
- (2) 主催、後援、及び協賛団体
- (3) 競技種目及び階級
- (4) 出場資格（日本パワーリフティング協会への登録確認等を含む）
- (5) 参加申込方法及び参加料
- (6) アンチ・ドーピングに関する同意事項
- (7) 個人情報の取扱い及び肖像権に関する事項
- (8) 事故発生時の責任の範囲

## 第3章 運営体制と承認手続き

### 第5条（事業計画への反映）

代表理事は、大会の開催を含む事業計画書及び収支予算書を作成し、毎事業年度開始日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

#### 第6条（運営組織）

大会ごとに競技運営、審判、受付、救護、及び広報等の担当者を配置し、業務執行理事がその分担執行を監督する。

#### 第7条（広報と公告）

大会の開催告知及び結果報告は、原則として当法人のウェブサイト等による電子公告、又は適切な媒体を用いて広く県民に周知するものとする。

### 第4章 安全管理及び不祥事防止

#### 第8条（安全の確保）

競技における事故を防止するため、指導者資格の取得に努めるとともに、ウエイトトレーニング施設設備に関する知見を活かし、適切な器具の配置及び補助員の確保に努めなければならない。

#### 第9条（不適切な利益供与の禁止）

大会の運営に際し、特定の個人若しくは団体に対し、寄附その他の特別の利益を与えるような行為をしてはならない。

### 第5章 雑則

#### 第10条（規程の改廃）

本ガイドラインの改廃は、理事会の決議によって行う。

#### <附 則>

- 1 このガイドラインは、令和8年2月10日に制定し、同日から施行する。